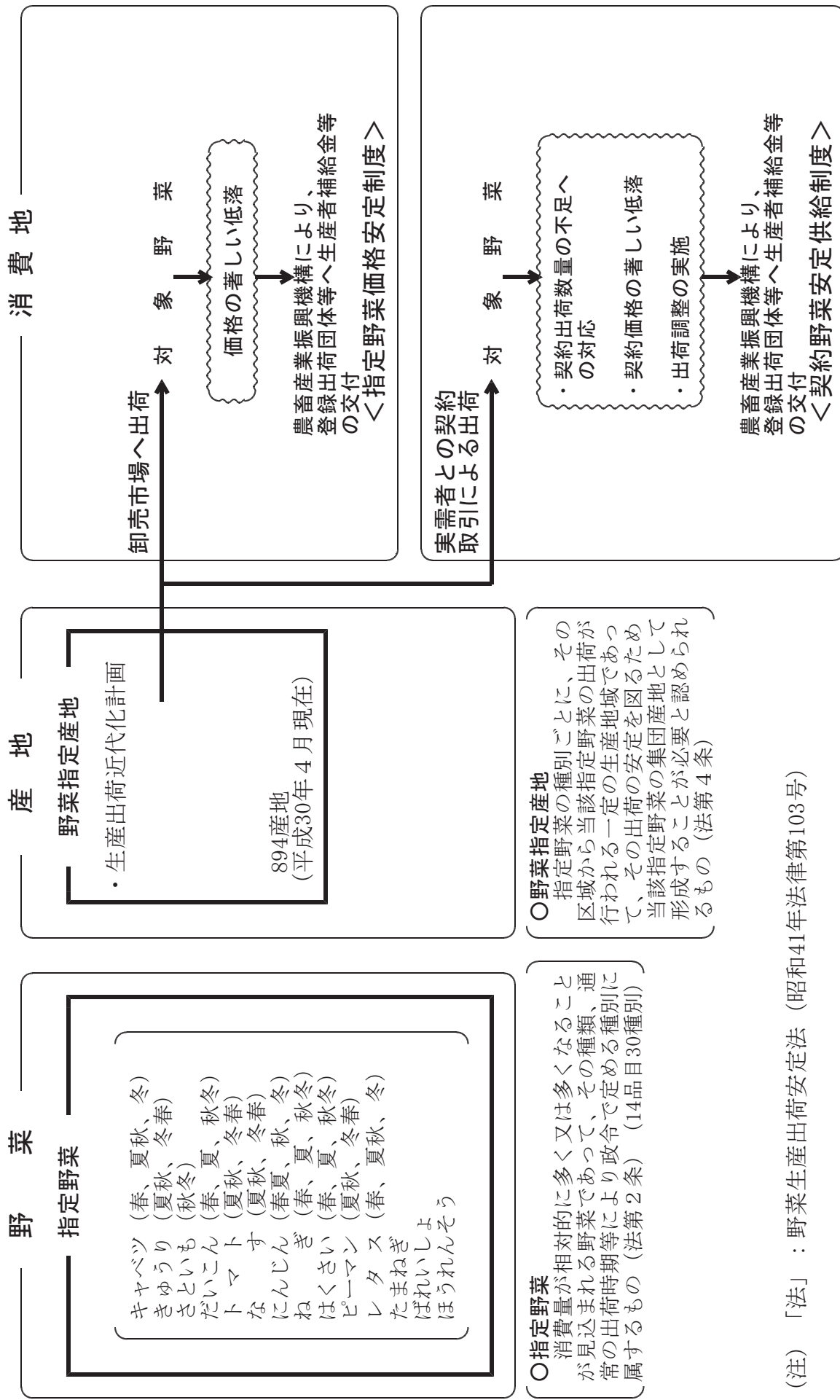


(3) 野菜価格安定制度の仕組み（指定野菜）



○野菜指定産地  
指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であるため、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるもの（法第4条）

○指定野菜  
消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの（法第2条）（14品目30種別）

(注) 「法」：野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）